

## 新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策について

令和4年1月20日決定（令和4年1月27日、2月7日、2月18日一部変更）の対策について、次のとおり期間を延長する。

### 【公共施設の利用制限について】

令和4年3月6日までとされていた、施設利用を原則休館・休止を、令和4年3月21日まで延長する。なお引き続き、利用目的が会議の場合に限り、感染防止対策を講じたうえで利用できるものとする。

### 【イベント等の取り扱いについて】

令和4年3月6日までとされていた、イベント等の原則中止・延期（要請）を、令和4年3月21日まで延長する。

### 【学校等における対応の強化について】

令和4年3月6日までとされていた、部活動の全面禁止等、各種学校対策を、令和4年3月21日まで延長する（町スポーツ少年団の活動自粛も同様に延長する）。

### 【外郭団体等に対する活動制限の要請について】

令和4年3月6日までとされていた、外郭団体等に対する、人の集まる活動、催事等の中止・延期要請を、令和4年3月21日まで延長する。なお引き続き、会議については感染防止対策を講じたうえで実施可能とする。